

（趣旨）

第一条 この規則は、千葉県総合スポーツセンター東総運動場の管理等に関する条例（平成十七年千葉県条例第七十一号。以下「条例」という。）第四条及び第十一条の規定により、千葉県総合スポーツセンター東総運動場（以下「東総運動場」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の告示）

第二条 知事は、条例第一条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

（開場時間）

第三条 東総運動場の開場時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、知事の承認を受けて開場時間を変更することができる。

（休場日）

第四条 東総運動場の休場日は、次の各号に掲げる日とする。

一 定期休場日 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

二 年始休場日 一月一日から四日まで

三 年末休場日 十二月二十八日から三十一日まで

四 臨時休場日 特別の事情により、指定管理者が休場を必要と認めて、知事の承認を受けて定められた日

2 前項の休場日であっても、指定管理者は、特に必要と認めた場合は、知事の承認を受けて東総運動場の全部又は一部を開場することができる。

（専用使用の許可）

第五条 東総運動場の施設を専用使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、利用開始の日の二月前の日の属する月の初日から利用開始の日の三日前までに、専用使用許可申請書（別記様式）を指定管理者に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、同項に規定する期間以外であっても同項の専用使用許可申請書を受け付けることができる。

4 指定管理者は、第一項の規定による許可をしたときは、同項の規定により専用使用しようとする者に対し、知事の承認を受けて定める専用使用許可書を交付するものとする。

5 第一項の許可には、東総運動場の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（利用券）

第六条 東総運動場の施設を共同使用しようとする者は、指定管理者が知事の承認を受けて定める利用券の交付を受けなければならない。

（仮設の売店の利用許可）

第七条 東総運動場内に仮設の売店を設置して物品を販売しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（利用許可の取消し等）

第八条 指定管理者は、東総運動場を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項又は第七条第一項の規定による許可を取り消し、又は東総運動場の施設の利用の停止を命ずることができる。

一 虚偽の利用許可の申請をしたとき。

二 第五条第五項の規定による許可の条件に違反したとき。

三 第十条の規定に違反したとき。

(利用の制限)

第九条 六歳に満たない者で適当な指導者、保護者又は付添人がいないものは、東総運動場の施設を利用することができない。

(利用者の遵守義務)

第十条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 利用を許可された場所以外の場所を利用しないこと。
- 二 東総運動場の施設又は器具を損傷し、又は汚損しないこと。
- 三 他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。
- 四 その他指定管理者の指示に従うこと。

(損害の賠償)

第十一条 利用者が、その故意又は過失により東総運動場の施設又は器具を滅失し、又は汚損したときは、知事の指示するところにより、これを原状に復さなければならない。この場合において、滅失し、又は汚損した東総運動場の施設又は器具を原状に復することができないときは、知事が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(知事が管理する場合の特例)

第十二条 条例第十条第一項の規定により知事が東総運動場の管理の業務の全部又は一部を行う場合において、当該業務に第三条第二項、第四条から第八条まで又は第十条に規定する業務のいずれかが含まれるときにおけるこれらの規定及び別記様式の規定の適用については、第三条第二項、第四条第一項第四号及び第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条、第七条第一項、第八条並びに第十条第四号中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第三条第二項中「知事の承認を受けて開場時間」とあるのは「開場時間」と、第四条第一項第四号中「知事の承認を受けて定めた日」とあるのは「定めた日」と、同条第二項中「知事の承認を受けて東総運動場」とあるのは「東総運動場」と、第五条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該専用使用について指定管理者の許可を受けている場合は、この限りでない」と、同条第四項中「知事の承認を受けて定める専用使用許可書」とあるのは「専用使用許可書」と、第六条中「知事の承認を受けて定める」とあるのは「定める」と、第七条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該設置について指定管理者の許可を受けている場合は、この限りでない」と、別記様式中「千葉県総合スポーツセンター東総運動場指定管理者」とあるのは「千葉県知事」とする。

2 条例第十条第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行う場合であって、当該業務に第五条に規定する業務が含まれるときにおいては、知事が当該業務を行うこととなった日において現に同条第二項の規定により指定管理者に対して行っている許可の申請は、当該日以後においては、前項の規定により読み替えて適用する同条第二項の規定により知事に対して行っている許可の申請とみなす。

3 条例第十条第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第五条第一項及び第七条第一項の規定の適用については、第五条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該専用使用について知事の許可を受けている場合は、この限りでない」と、第七条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該設置について知事の許可を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 前項の場合においては、指定管理者が当該業務を行うこととなった日において現に第一項の規定により読み替えて適用する第五条第二項の規定により知事に対して行っている許可の申請は、当該日以後においては、同項の規定により指定管理者に対して行っている許可の申請とみなす。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、東総運動場の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に国際総合水泳場管理規則等を廃止する規則（令和四年千葉県教育委員会規則第十三号）による廃止前の千葉県総合スポーツセンター東総運動場管理規則（平成十七年千葉

県教育委員会規則第二十五号)の規定によりなされている処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別記様式

(第五条第二項)